

訪問看護・介護予防訪問看護
エヌアイ在宅サービスステーション運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人 中川徳生会が開設する「エヌアイ在宅サービスステーション」(以下「ステーション」という。)が行なう訪問看護・介護予防訪問看護の事業(以下「事業」という)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を決め、ステーションの保健師又は看護師、准看護師(以下「看護師等」という。)理学療法士が要介護状態又は要支援状態にあり、かかりつけの医師が訪問看護・介護予防訪問看護(以下「訪問看護等」という。)の必要を認めた者に対し、適正な訪問看護等を提供する事を目的とする。

(運営の方針)

第2条 ステーションの看護師等は、要介護者及び要支援者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるように努めなければならない。

2 ステーションは事業の運営にあたって、必要なときに必要な訪問看護等の提供ができるよう努めなければならない。

3 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、居宅介護支援事業者、居宅介護予防支援事業者、他の居宅サービス事業者、他の介護予防サービス事業者、その他の保健・医療・福祉サービスを提供する者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(事業の運営)

第3条 ステーションは、この事業の運営を行うにあたっては、主治医の訪問看護指示書(以下「指示書」という。)に基づく適切な訪問看護等の提供を行う。

2 ステーションは、訪問看護等を提供するにあたっては、ステーションの看護師等によってのみ訪問看護等を行うものとし、第三者への委託によって行ってはならない。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行なう事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称	所在地
エヌアイ在宅サービスステーション	横浜市青葉区市ヶ尾町25-6

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 : 看護師若しくは保健師 1 名(常勤兼務)

管理者は、所属職員を指揮・監督し、適切な事業の運営が行われるように統括する。但し、管理

上支障がない場合は、ステーションの他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(2) 看護職員：4名(常勤兼務 4名 非常勤兼務 0名)

訪問看護計画書及び介護予防訪問看護計画書、又は訪問看護報告書及び介護予防訪問看護報告書を作成し、利用者又はその家族に説明する。

訪問看護等の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第6条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。土・日・祝日、1月1日～1月3日は営業しない。

(2) 営業時間 8時30分から17時30分までとする。

(3) サービス提供時間 8時30分から17時30分までとする。

2 利用者の状態に適宜対応する。電話等により24時間連絡可能な体制とする。

(訪問看護等の内容)

第7条 訪問看護等の内容は次のとおりとする。

(1) 病状、障害の観察

(2) 清拭、洗髪等による清潔の保持

(3) 食事及び排泄等療養上の世話

(4) 褥瘡の予防、処置

(5) 認知症患者の看護

(6) 療養生活や介護方法の指導

(7) カテーテル等の管理

(8) リハビリテーション

(9) その他医師の指示による医療処置

(利用料等)

第8条 訪問看護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該訪問看護等が法定代理受領サービスである時は、その1割又は2割、3割(利用者負担に応じて)を徴収するものとする。但し、支給限度額を超えた場合は、全額利用者の自己負担とする。

詳細は別添の料金表のとおり。

2 ステーションは基本利用料のほか以下の場合は保険外の利用料として、別表の額の支払いを利用者から受けるものとする。

(1) 訪問看護と連携して行われる死後の処置 20000円

(2) 第11条の通常の事業の実施地域を超えて行なうサービスに要した交通費。

通常の事業の実施地域を超えてから、片道概ね 1km当たり 40円

(3) 介護保険を超えてさらに利用した場合(90分を超えた場合 30分毎の料金)

・早朝6時～9時、夜間17時30分～22時 1500円

・深夜22時～翌朝6時 2000円

(4) 訪問日の前日17時30分までにステーションに連絡がなくキャンセルとなった場合、1割負担又は2割、3割負担相当分額を徴収。(ただし体調急変による受診や入院は除く)

(5) 前項について、別途定める料金表に基づき利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(苦情処理)

第9条 ステーションは相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要については、「エヌアイ在宅サービスステーション苦情処理マニュアル」を作成し、利用申込み者にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示することとする。

(サービス提供困難時の対応)

第10条 ステーションは、利用申込み者の病状、通常の事業の実施地域等を勘案し、自ら適切な訪問看護等が、困難であると認めた場合は、主治医及び居宅介護又は介護予防支援事業者へ連絡を行ない、適当な他のステーション等を紹介する等の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の実施地域は、横浜市青葉区、都筑区、緑区、川崎市麻生区、宮前区 とする。

(緊急時等における対応方法)

第12条 看護師等は、訪問看護等実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行なうとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行なうこととする。

2 看護師等は、前項について、しかるべき処置をした場合、速やかに管理者に報告しなければならない。

(非常災害時の対応)

第13条 地震・風雪災害などの自然災害発生、または警報などが発令された場合には、サービスの提供を中止する場合がある。その場合はステーションから連絡をする。

(感染症対策の強化)

第14条 ステーションは感染症の予防及びまん延防止のために指針を整備し、研修及び、訓練を定期的に実施する。

2 感染症の流行状況や罹患状況によって、マスクの着用を利用者へお願いする場合がある。

(高齢者虐待防止に関する事項)

第15条 ステーションはご利用者への差別の禁止、人権擁護、虐待防止のため、虐待防止に関する責任者の設置、苦情解決対策等の必要な体制整備を行うと共に、従業者に対する虐待防止を啓発、普及するための研修を実施する等の措置を講じる。

(ハラスメント対策について)

第16条 サービス利用契約中に、ご利用者、ご家族が暴力、ハラスメント行為を行った場合は、サービスを中止し、状況の改善や理解が得られない場合は、契約を解除する場合がある。

(叩く・蹴る・暴言で威嚇する・怒鳴る・身体を押さえつける・性的な発言をする・叫ぶあるいは大声を出す)

(身体拘束の禁止について)

第17条 原則として、ご利用者の自由を制限するような身体拘束を行なわないことを約束する。

ただし、緊急やむを得ない理由により拘束せざるを得ない場合には事前にご利用者およびそのご家族等へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際のご利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録する。また、早急に身体拘束を解除できるように努める。

(その他運営についての留意事項)

第18条 ステーションは、看護師等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後 3ヶ月以内

(2) 継続研修 年1回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であったものに、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるために、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従事者との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人 中川徳生会とステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は平成23年12月1日から施行する。

この規程は平成24年3月27日から施行する。

この規程は平成24年4月1日から施行する。

この規程は平成24年9月1日から施行する。

この規程は平成25年10月1日から施行する。

この規程は平成27年9月1日から施行する。

この規程は平成27年10月1日から施行する。

この規程は平成28年10月1日から施行する。

この規程は平成29年5月1日から施行する。

この規程は平成30年5月1日から施行する。

この規程は令和1年10月1日から施行する。

この規程は令和1年11月25日から施行する。

この規定は令和5年12月1日から施行する。

この規定は令和7年4月1日から施行する。